

# 警告（イエローカード）適用場面具体例

プレーヤー、ベンチ入り選手、監督（コーチ）が相手に対し挑発的な行為（かけ声も含む）をした場合【例えば相手を侮辱したり、不快にさせるような言葉を発した などが考えられます】

- ①正審はプレーヤーもしくは監督（コーチ）に対して「警告（イエローカード）」を提示する。
- ②「警告」に相当するか疑わしい場合には「注意」する。（次から「警告」となる旨を予告）

\*競技規則第15条「プレーヤーの心得」（1）

チェンジサイズ及びファイナルゲーム前に1分が経過した場合

- ①45秒経過で正審はプレーヤーに対して「レッツプレー」と声をかけ、注意をうながす。
- ②それでもなかなか応じぬまま1分が経過したときは「警告（イエローカード）」を提示する。

相手の準備が整っているのにパートナー同士が打ち合わせをするなど、進行に支障を与える行為

- ①正審はプレーヤーに対して「レッツプレー」と声をかけ、注意をうながす。
- ②それでも改善が見られない場合は「警告（イエローカード）」を提示する。

\*競技規則第15条「プレーヤーの心得」（2）

ベンチ入りした監督（コーチ）がゲーム中に指示・助言を与えた場合

- ①正審は監督（コーチ）に対して「警告（イエローカード）」を提示する。
- ②「警告」に相当するか疑わしい場合には「注意」する。（次から「警告」となる旨を予告）

\*競技規則第38条の1「禁止事項」

ベンチ入りした監督（コーチ）以外の人物（例…応援団など）がゲーム中に指示・助言を与えた場合および挑発的な行為（かけ声も含む）審判に対する異議などが見られた場合

- ①正審は監督を通じて該当する人物に対して「注意」する。
- ②それでも改善が見られない場合には、大会委員長から該当する人物に対して「退場」を命じる。

※正審が応援団に「注意」をした段階で、コート主任は大会委員長（本部）へ連絡をとる。

\*競技規則第38条の1「禁止事項」 審判規則第19条「注意の喚起」 20条「警告」

ボールの痕跡を指差す、ラケットを置く、再判定されたにもかかわらず質問を繰り返す、などの行為およびボールの落下点を確認するためにネット（仮想延長線含む）を超える、自陣の前であっても落下点に近寄る、などの行為が見られた場合

- ①正審はプレーヤーもしくは監督（コーチ）に対して「警告（イエローカード）」を提示する。

※正審および副審は「判定に関する質問」が出された段階で、プレーヤーを落下点等から遠ざける。その指示を無視して、落下点を確認するために近づいてきた場合は警告対象となる。

ボールの痕跡を消した場合

- ①正審はプレーヤーもしくは監督（コーチ）に対して「インターフェア」を宣告し、失ポイントとするとともに「警告（イエローカード）」を提示する。

審判に対して異議を申し立て、または結果を不服として故意にプレーを中断した場合

- ①正審はプレーヤーもしくは監督（コーチ）に対して「警告（イエローカード）」を提示する。

※判定について、競技規則の解釈と適用に明らかな誤りがあると認められる場合は、レフェリーに提訴することができる。

\*競技規則第40条「異議の申し立て等の禁止」 43条「提訴」

※上記は（財）日本ソフトテニス連盟「ソフトテニスハンドブック」に基づいて作成しています。ただし、大会を円滑に進めるため、秋田県中体連ソフトテニス専門部として独自に取り決めているものもあります。  
※コート主任が入った場合、正審と同様に「注意」や「警告」を与える権限をもたせることとします。